

中川事務所新聞

第82号
発行所
行政書士中川事務所
兵庫県姫路市

トピックス

【消費税増税に備える】

消費税の増税が時間の問題となってきました。消費税の納税は理論上は預り金の払い戻しなのですが、実際上は中小企業者の資金繰りにとって甚大なインパクトがあります。

このインパクトを小手先の手法で回避することなど邪道であり、そもそも不可能です。納税のとき慌てないで済むよう、今すぐにでも積立預金を始めて運転資金から隔離しましょう。



【パソコンの進化】

パソコンのOSがウィンドウズ7になって暫く経ちます。OSが変わると、それにソフトが対応するかどうかは比較的話題になるのですが、最近32bit版から64bit版への進化が静かに進んでいます。両者の違いが何かはひとまず置くとして、この違いによって周辺機器（プリンター等）が動かなくなったという事例が出てきています。安価な一般品なら買い替えで対応できますが、高価な業務専用品ではそういう訳にもいかないので、パソコン購入の際には一応確認した方がいいでしょう。

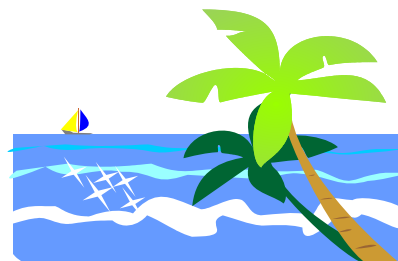
【お知らせ】

このたび事業再生士補（ATP）の資格を取得しました。こ

の資格はピンチに陥った会社を再生するプロの通り道です。今後も各社の経営改善に尽力したいと思っています。

【7月の事務予定】

- ・7月決算法人期末実地棚卸
- ・4月決算建設業決算変更届
- ・5月決算法人確定申告&納税
- ・11月決算法人中間申告&納税
- ・労働保険の年度更新と納付
- ・社会保険の算定基礎届
- ・全国安全週間（1～7日）
- ・夏季休暇の予定



知ってお得！？法律雑学

Q. 相撲界を揺るがしている賭博問題。そもそも賭博罪っていったい何ですか？

A. 賭博罪とは「偶然の勝負に関し財物をもって博戯(ばくち)または賭事をする罪(刑法185条)で、刑は50万円以下の罰金・科料。ただし、一時の娯楽に供する物を賭けたときは、これを罰しない。」となっています。

さて、いきなりここで問題です。次の場合、賭博罪が成立するでしょうか？

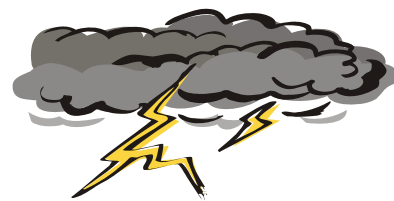
- ①ジャンケンで負けた人が勝った人に昼食をおごる。
- ②ジャンケンで負けた人が勝った人に昼食代相当分の現金800円を渡す。

正解は①成立しない。②成立する。です。たとえ1円でも現金をかけるとアウトです。

但し成立しなかった①の場

合でも、高額なランチの場合は賭博罪が成立する可能性があります。

ちなみに競馬・競輪・競艇などは、それぞれの法律で認められた賭博なので、本罪にはあたりません。



経営談義

【経営戦略の構造-事業戦略の策定-】

前回までの全社戦略を策定したら次は事業戦略です。といっても、中小企業の場合は全社＝事業となる場合が多いので、あえて区分けする必要もないでしょう。

事業戦略を策定するに当たって最初にやるべきことは、「現状分析」です。分析すべき内容は、市場・競合・自社・マクロ環境・業界環境・競合比較など多岐に渡っています。そしてその究極的な目的は、「誰に」「何を」「どのように」提



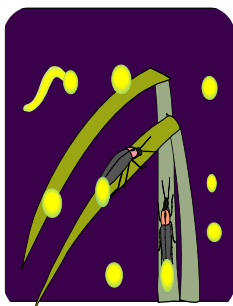
供するのかを明確にすることです。

教科書的には市場からビジネスチャンスを見つけて、自社の強みでぶつかっていくということになりますが、多くの中小企業では、絶対的な強みを持っている会社は稀な存在で、チャンスといってもそうそう美味しい市場がゴロゴロしているわけでもありません。ここではあくまでも相対的なものとなります。

相対的とは、仮想敵（例えば近所の同業者）と比べて、ある分野（多いほど良い）で勝つということです。この場合、価格を争点にすると、自らが唯一の製造元でもない限り簡単に逆転を許すこととなります。また、究極の価格戦略は

0円ということになり、これではそもそも事業が成り立たないのは明白です。

中小企業では質的な強みを磨いていくことが絶対といっていいほどの王道です。それは大変手間のかかることではありますが、そうであればこそ競争優位の源泉ともなります。まずはお客様に対して「いらっしゃいませ」ときちんと言っているか確認してみましょう。質的に磨くことの第一歩は、案外そのような簡単なことであったりします。



わが故郷家島でヒメポタルが乱舞する姿が新聞に出ていました。そういえば私が子供の頃は家の周りにたくさんいました。一部とはいえそのような風景が残っているのは、嬉しいものです。

校区のパパさんバレーボール大会に出ました。中学校の体育の授業以来の試合です。もともと大きなボールを使う球技は苦手なのですが、何とか一セットだけ無難にこなして代わってもらいました。試合後のビールが主な目的であったことは言うまでもありません。

あじなわ

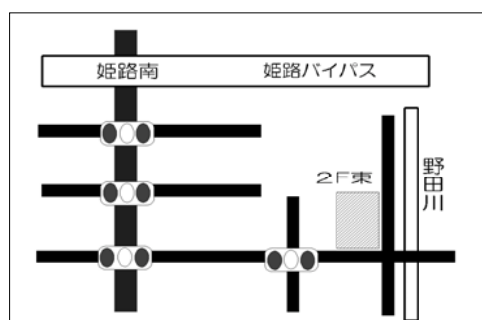
ワンストップ「経営・生活」サポーター

行政書士・中川法務会計事務所

法務会計事務所とは？

- ・ 予防法務（問題が起こる前の対策）
- ・ 戦略会計（経営に役立つ会計）
- ・ マネジメント（経営支援）

これらを駆使し、総合的にサポートする行政書士事務所です。



〒672-8043

姫路市飾磨区上野田2-1

田中ビル2階

TEL 079-243-1231

FAX 079-243-1233

nakagawa@assist-ltd.co.jp